

議案第15号

大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例の制定について
大田原市消費生活センター条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市消費生活センター条例

大田原市消費生活センター条例（昭和60年条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市消費生活センター

位置 大田原市住吉町1丁目9番37号

（事務及び実施日等）

第3条 大田原市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）は、法第8条第2項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

（職員）

第4条 消費生活センターに、前条に規定する事務を掌理する消費生活センター長及び当該事務を行うために必要な職員を置く。

（相談員）

第5条 消費生活センターに、消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次の各号のいずれかに掲げる者とし、少なくとも1名は、第1号に規定する者とする。

(1) 法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされたものを含む。）

(2) 前号に規定する者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者

3 相談員は、非常勤の特別職とする。

（人材及び処遇の確保）

第6条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一のものを再度任用することは排除されないことその他の相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

（相談事務に従事する職員に対する研修）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、

滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(相談員に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大田原市消費生活センター条例第4条の規定により在職する相談員は、この条例第5条に規定する相談員とみなす。